

道弁連被災者支援ニュース 第1号 発行日 2016.9.11

発行責任者 北海道弁護士会連合会

平成28年台風10号の被害に遭われ、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等)がありましたら、何でも弁護士にご相談下さい。

★弁護士会に**無料電話相談ダイヤル**を開設しました(9/12開始)。弁護士が相談に乗ります。

土日祝日を含め毎日 昼 12時00分～16時00分 ☎ **0800-800-0234**

★**面談相談**をご希望の方は、釧路弁護士会帯広会館(帯広市東8条南9-1)において、台風被害に関する無料相談(40分以内)を実施しています。事前にご予約のお電話をお願いします。

予約受付時間:平日9時00分～17時00分 予約受付 ☎ **0155-66-4877**

★このほか、道内各地でも無料法律相談を受け付けています。ご希望の方は、以下の電話番号にお問い合わせください。

旭川弁護士会 ☎ **0166-51-9527** 釧路弁護士会 ☎ **0154-41-0214**

札幌弁護士会 ☎ **011-281-2428** 函館弁護士会 ☎ **0138-41-0232**

Q1 罹災証明書の発行を受ける必要がありますか？

罹災証明書は、建物の損壊や損傷、怪我や死亡など、被災したことについて自治体が発行する証明書です。各市町村で証明を受けることができます。

行政・民間を問わず、各種の補助や負担の減免を受けるために必要とされることが多くあります。発行費用がかかるものでもありませんので、タイミングをみて、ぜひ発行を受けて下さい。

建物の損壊や損傷については、その状況の**写真が必要**です。携帯電話・スマートフォンのカメラで撮影されたものを証明受付の窓口を持参されてもかまいません。今後の補助・補償、保険の給付などのためにも、建物の損害については、安全を確保しつつ、可能な限り内部・外部・敷地・地盤なども含めて、写真を多く残しておくことをおすすめします。

Q2 当面の生活費に関して支援制度はありますか？

社会福祉協議会が行っている生活福祉資金の貸付(緊急小口貸付)により、**10万円**まで貸し付けを受けることができます。詳しくは、市町村の社会福祉協議会まで問い合わせをしてください。

Q3 加入している保険会社がわからなくなりました

火災保険・自動車保険などは、一般社団法人日本損害保険協会の「自然災害損保契約照会センター」へ問い合わせをすることができます。

電話番号 0120-501-331 (フリーダイヤル:通話料無料)
または 03-6836-1003 (通話料有料)

生命保険については、一般社団法人生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」へ問い合わせをすることができます。電話番号 0120-001-731 (フリーダイヤル)

Q4 自分の家の敷地内に流れ着いている他人の物(木、家具、自動車)を勝手に処分してもよいでしょうか？

価値のあるものについては、落とし物と同じですので、原則として警察署に届け出て下さい。価値があるかの判断に悩んだときは、どうぞ無料電話相談ダイヤルにお電話ください。

Q5 自分の車や家具が他人の土地に流れついてしまいました。撤去するために無断で立ち入ってよいでしょうか？

原則として、管理されている土地に勝手に入ることはできません。了解をもらって入るようにしてください。どうしても待つことができず判断に迷ったときは、無料電話相談ダイヤルにお電話ください。

北海道弁護士会連合会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。本ニュースに関するお問い合わせは、本書上部記載の各連絡先までお願いいたします。なお、本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。